

平成30年度

教育課程

福島県立富岡支援学校

I 学校教育目標

- 1 教育目標
一人一人の特性に応じ、社会の一員としてたくましく生きる力と豊かな心を身に付けた児童生徒を育てる。
あかるく元気に すすんで学び みんなと仲よく
- 2 重点目標
 - (1) 小学部、中学部及び高等部の「つながり」を大切にしながら、地域資源を有効に活用した「体験学習」や「交流及び共同学習」を計画的・組織的に設定し発展させ、児童生徒の「分かる」「できる」を大切にした学習環境を作り積極的な授業の実践に取り組む。
 - (2) 児童生徒一人一人の進路目標の実現に向け、児童生徒の実態と教育的ニーズを的確に把握し、各学部における目標の明確化を図り、系統的・段階的な指導内容を工夫し改善を図りながら進路指導の充実に努める。

II 小学部

- 1 学部目標
 - ・ 元氣な児童
 - ・ 楽しく学習する児童
 - ・ 仲よく遊ぶ児童
- 2 教育課程編成上の方針
 - (1) 教育課程編成の基本方針
 - ア 法令並びに「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を基準とし、幼稚部教育要領を参考としながら、福島県教育委員会の施策を踏まえて編成する。また、生きる力を培うよう、自ら学び考える力、意欲と自立と社会参加に向けて必要な基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を図り、児童個々の力を十分に発揮することのできる教育の充実に努める。
 - イ 各教科の指導については、児童の実態に応じ、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で取り扱う。特別活動は、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事を取り上げ、道徳、自立活動については、学校の教育活動全体の中で指導するように編成する。ただし、重複障がい学級では、児童の障がいの状態や発達の段階等に応じ、自立活動の時間を設けて指導するように編成する。
 - ウ 一人一人の児童の障がいの状態及び特性を十分に把握するとともに心のケアに努め、各教科等にわたって個別の指導計画を作成し、経験的・体験的学習を中心に、基礎的・基本的指導内容を精選し主体性が育つように配慮する。また、児童一人一人の個性やもっている力を認め、それが発揮できる学習の形態や場の設定、あるいは、指導体制の工夫改善を図り、個に応じたきめ細かな指導ができるように編成する。
 - エ 経験を広め、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいのあつるなしにかかわらず共に学ぶことでお互いを理解し、人間の多様性を尊重する心を育むため、地域や広野小学校、楡葉南小学校との交流及び共同学習を計画的に行う。また、学校を公開しての「運動会」「おおすげ祭」を計画し、地域社会に根ざした学校づくりができるよう編成する。
 - オ 保護者、施設及び関係諸機関との連携を密にし、生活環境や学習環境を整え、児童の心身の安全を図ることができるよう編成する。
 - (2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い

「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に「主として自分自身に関すること」「主として他の人とのかかわりに関すること」等の道徳的内容を重点的に位置付け、個々の児童の障がいの状態や経験、発達の段階に応じて適切な指導を行い、豊かな体験を通して道徳的心情や道徳的判断力を育成し、集団の一員として豊かな生活を送ることができるようにする。
 - (3) 学校教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い
 - ア 「日常生活の指導」及び「生活単元学習」や学校行事の中で、楽しく体を動かそうとする遊びや運動等を計画的に位置付け、日常生活における適切な体育活動を実践するとともに、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるようにする。4学年以上については、県版「自分手帳」を活用する。
 - イ 食育の推進については、食べ物の大切さを知り、食事のきまりを理解し自分のことは自分でできる力を育て、健康的な食習慣の基礎が培われるよう、食育全体計画を作成し、「各教科等を合わせた指導」「自立活動」及び学校給食等の中で適切に指導する。4学年以上については、県版「自分手帳」を活用する。
 - ウ 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引き」や関係図書等を活用し、児童の発達の段階や実態に応じた指導を行う。
 - エ 防災教育に関しては、福島県教育委員会の防災教育指導資料等を参考に、地震や火災等の緊急時の移動や集団での行動なども含め指導する。

- (4) 学校教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い
「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に個々の自立活動の具体的な指導内容を重点的に位置付け、障がいの状態や発達の段階等に応じて適切な指導を行い、児童一人一人の心身の調和的発達を促し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を育み、社会参加するための資質の向上を図る。
- (5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い
ア 各教科、各教科等を合わせて指導を行う場合
(イ) 児童の実態に即して、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導を取り入れて教育課程を編成する。
(イ) 「各教科等を合わせた指導」として「日常生活の指導」「生活単元学習」をもって編成する。
イ 障がいの状態により特に必要がある場合
児童の実態に即して、「幼稚園教育要領」に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れて教育課程を編成し、個別の指導計画に基づき、個々の児童の特性に即して指導する。
ウ 重複障がい者の場合
重複障がい者のうち、障がいの状態や発達の段階等により特に必要がある場合には、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて、自立活動を主として教育課程を編成する。
エ 訪問教育の場合
訪問教育対象児の教育課程は、自立活動を主として編成する。
- (6) 当該年度に改善または努力する事項
ア 学部間や小学校等（居住地及び学校間）との「交流及び共同学習」を計画的に設定し、共に学ぶ経験を広め、「一緒に」「仲良く」「協力する」力を身に付けられるよう指導に努める。
イ キャリア観点表を活用し、低・中・高学年の段階で必要なあいさつ、きまり、時間等の内容を学部全体で共通理解をもち、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた指導に努める。
- (7) その他必要な事項
ア 教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針
(イ) 通常の学級は、発達の段階に応じ、適切な時数を配し、各教科等を合わせた指導形態を一部取り入れて編成する。
(イ) 重複障がい学級Ⅰ型は、児童の障がいの状態や発達の段階に応じ、A・Bに分け、より細やかな指導に努める。
Aは、1～2学年は各教科等を合わせた指導、自立活動で編成し、3～6学年は音楽、体育の教科別の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動で編成する。
Bは、1学年は各教科等を合わせた指導、自立活動で編成し、2～6学年は音楽、体育の教科別の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動で編成する。
(イ) 重複障がい学級Ⅱ型は、自立活動を主とした指導により編成する。
イ 放射線に関する指導
放射性物質の存在を知り、放射性物質を体にたくさん取り込まないようにするなど、放射線に関する学習を文部科学省からの放射線等に関する副読本及び福島県教育委員会の放射線等に関する指導資料や放射線教育用学習教材（DVD）等を参考に、児童の実態に応じて、特別活動に位置付け、各教科と関連付けて指導する。
ウ その他
(イ) 学部間の交流の充実を図るため「おおすげタイム」の名称で年間を通し、本校舎での縦割りによる集会活動等を計画的に実施する。
(イ) 4月9日（月）に始業式、入学式を実施する。（小学部、中学部、高等部合同で実施するため）
(イ) 4月28日（土）に授業参観を実施し、5月2日（水）を振替休業日とする。
(エ) 創立記念日は、5月1日（火）である。
(オ) 5月26日（土）に運動会を実施日し、5月28日（月）を振替休業日とする。
(カ) 第5学年の宿泊学習を7月12日（木）から13日（金）の1泊2日の日程で「いわき海浜自然の家」において実施する。
(キ) 4月6日（金）を休業日とし、8月23日（木）第2学期始業式を実施する。
(ク) 3月22日（金）を休業日とし、8月24日（金）を授業日とする。
(ケ) 10月27日（土）に「おおすげ祭」を実施し、10月29日（月）を振替休業日とする。
(コ) 高等部入学者前期選抜実施日3月7日（木）を休業日とする。
(サ) 3月20日（水）に卒業式を実施する。（小学部、中学部、高等部合同で実施するため）

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数

学 年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年	備 考
第 1 学期	70 日	70 日	70 日	70 日	70 日	70 日	4 月 9 日 始業式・入学式
第 2 学期	83 日	83 日	83 日	83 日	83 日	83 日	8 月 23 日 始業式
第 3 学期	49 日	49 日	49 日	49 日	49 日	49 日	3 月 20 日 卒業式・修了式
計	202 日	202 日	202 日	202 日	202 日	202 日	

(2) 年間授業時数

ア 通常の学級

各 教 科 等	学 年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
各 教 科	国 語	39	78	78	78	78	78
	算 数	39	78	78	78	78	78
	音 楽	38	77	77	77	77	77
	体 育	38	77	77	77	77	77
各教科等を 合わせた指導	日常生活の指導	576	435	393	393	389	393
	生活単元学習	234	268	456	426	418	427
計		964	1013	1159	1129	1117	1130
クラブ					30	30	30
学 級 編 制		—	1	1	1	—	—

イ 重複障がい学級〔Ⅰ型、Ⅱ型〕(※Ⅰ型については、1つの型で編成する。)

学年 各教科等	第6学年																	
	第1学年		第2学年				第3学年				第4学年				第5学年			
	類型	I型	II型	I型	II型	I型	II型	I型	II型	I型	II型	I型	II型	I型	II型			
各教科	音楽			A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
	体育				39		39	77		77	77		77	77		77	77	
各教科等 を合 わせた 指導	日生	576		435	435		581	581		550	550		544	544		550	550	
	生単	310		500	422		421	345		346	346		340	340		347	347	
自立活動		78	964	78	78	1013	79	79	1159	79	79	1129	79	79	1117	79	79	1130
計		964	964	1013	1013	1013	1159	1159	1159	1129	1129	1129	1117	1117	1117	1130	1130	1130
クラブ										30	30	30	30	30	30	30	30	30
学級編制		3	—	—	2	—	—	2	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—

ウ 訪問学級

各教科等	学 年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年	第 5 学年	第 6 学年
自 立 活 動		280	280	280	280	280	280
計		280	280	280	280	280	280
学 級 編 制		—	—	—	—	—	—

(3) 単位時間 45 分

- ・ 日常生活の指導について、帯状に給食前15分、給食後10分、下校前20分を設定する。ただし、2学年においては下校前30分を設定する。

4 教育課程実施上の方針

(1) 通常の学級における教育課程実施上の方針

ア 各教科

(7) 国 語

表現する能力と態度を育てるため、身近な生活の中で体験したことを教師や友達に話したり、簡単な言葉を読んだり書いたりできるよう指導する。

(イ) 算 数

日常生活に必要な数量や図形の初歩的な事柄に自らが興味・関心をもち、それらを生活に生かせるようにするため、指導内容を段階的に作成し具体的な体験や操作活動など教材の配列の工夫を通して指導する。

(ウ) 音楽 音楽についての興味や関心をもち、その美しさや楽しさを味わえるようにするため、簡単な身体表現や打楽器・旋律楽器を使ったリズム合奏、歌唱や身近な音楽の鑑賞を指導する。指導に当たっては、積極的な表現を引き出せるよう指導する。

(エ) 体育 歩く、走る、跳ぶなどの基本的な運動や体づくり運動、器械・器具・用具を使った運動、表現遊び、水遊びなどを通して健康の保持増進及び体力の向上を図る。さらに、生活に必要なきまり、安全、協力に関する初歩的な事柄を指導し、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

イ 特別の教科 道徳

教師と児童及び児童相互のかかわりを通して、望ましい人間関係を育て、集団生活への適応と生活経験の拡充を図り、個に応じた豊かな道徳的心情を育てるため「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に「主として自分自身に関すること」では自主的な行動、「主として他の人とのかかわりに関すること」ではあいさつ、友達と仲良く、「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」では生き物や自然に親しむ、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」ではきまりを守る等を適切に位置付けて指導する。

ウ 特別活動

(ア) 学級活動

基本的生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成のため、生活科や道徳等の内容との関連を考慮し、「日常生活の指導」に位置付け、日常生活の実践に結びつくように指導する。

(イ) 児童会活動

なかよし集会の中で、仲間意識や役割意識を育て、集団の一員として活動する楽しさを味わえるように、学級活動や行事との関連を保ちながら、「各教科等を合わせた指導」の中で配慮し、合同学習の形態で指導する。

(ウ) クラブ活動

児童の自主的・自発的な活動を促し、学校生活を楽しく豊かにするため、第4学年以上の児童には、興味・関心の高い活動の場を設定し、クラブ活動の特性を十分に活用するとともに創意工夫して指導する。

(エ) 学校行事

児童の心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感と集団生活における望ましい態度を育てるため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足(旅行)・集団宿泊的行事」等を年間行事計画の中に適切に配置し、体験的な活動を行うことにより学校生活の充実と発展を図るように指導する。

エ 自立活動

学校の教育活動全体の中で、児童一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき、生活のリズムと日常生活に必要な基本的動作を身に付け、意思の相互伝達に必要な基礎的能力の獲得及び向上を図るように指導する。

オ 各教科等を合わせた指導

(ア) 日常生活の指導

日常生活の流れに沿って、実際の状況下で指導の個別化と段階化を図り基本的生活習慣を身に付け、集団生活に必要な基礎的能力と態度を養うよう家庭・施設と連携を図りながら指導する。

(イ) 生活単元学習

生活上の課題処理や問題解決ができるように、児童の興味・関心に基づいた遊びや体験的活動を取り入れ、生活に必要な事項を実際的・総合的に指導する。

見通しをもって意欲的に取り組む態度を育成し、合同学習をはじめとする学習形態や集団の構成を工夫し、個に応じた指導ができるよう努める。

(2) 重複障がい学級における教育課程実施上の方針

ア I 型

(ア) 各教科

a 音楽

音楽についての興味や関心をもち、音楽の美しさや楽しさを味わえるようにするため、好きな音楽を中心に鑑賞、自由な身体表現、打楽器などを使ったリズム合奏、歌唱を指導する。指導に当たっては、自発的な表現を引き出せるよう指導する。

b 体育

体を動かすことの楽しさを味わいながら、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、基本的な運動や簡単な器具を使った運動、表現遊び、水遊びなどを指導する。また、簡単なきまりを守り、友達とともに安全に運動に取り組み、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

(イ) 特別の教科 道徳

教師や児童とのかかわりを大切にして、集団生活への適応と生活経験の拡充を図り、基本的生活能力を育てるため、「日常生活の指導」「生活単元学習」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」では、見通しをもった行動、「主として他の人とのかかわりに関すること」ではあいさつ、友達と仲良く等を適切に位置付けて指導する。

(ウ) 特別活動

a 学級活動

基本的生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成のため、生活科や道徳等の内容との関連を考慮しながら、「日常生活の指導」に位置付け、学級内での役割意識や教師と児童、児童相互の人間関係を深められるように指導する。

b 児童会活動

なかよし集会の中で、仲間意識や役割意識を育て、集団の一員として活動する楽しさを味わえるように、学級活動や行事との関連を保ちながら、「各教科等を合わせた指導」の中で配慮し、合同学習の形態で指導する。

c クラブ活動

児童の自主的・自発的な活動を促し、学校生活を楽しく豊かにするため、4 学年以上の児童には、興味・関心の高い活動の場を設定し、クラブ活動の特性を十分に活用するとともに創意工夫し指導する。

d 学校行事

児童の心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感と集団生活における望ましい態度を育てるため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」等を年間行事計画の中に適切に配置し、体験的な活動を行うことにより学校生活の充実と発展を図るように指導する。

(エ) 自立活動

学校の教育活動全体の中で指導する他に、「自立活動」の時間を設けて児童一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達の基盤を培うため、個別の指導計画に基づき具体的な指導内容を設定して指導を行う。

(オ) 各教科等を合わせた指導

a 日常生活の指導

日常生活の流れに沿って、基本的生活習慣や集団生活をする上で必要な「あいさつ」「手伝い・仕事」「遊び」等の内容を重点的に指導し、家庭・施設と連携を図りながら日常生活の充実を図り、適応行動の形成に努める。なお、学習上の困難がある児童については、その実態に応じた個別の指導を重視する。

b 生活単元学習

生活上の課題処理や問題解決ができるように、児童の興味・関心に基づいた遊びや体験的活動を取り入れ、生活に必要な事項を実際的・総合的に指導する。見通しをもって意欲的に取り組む態度を育て、集団にかかわろうとする態度や役割を意識し協力して活動できるように、合同学習をはじめとする学習形態や集団の構成を工夫し、個に応じた指導ができるよう努める。

イ II 型

(ア) 教科別、領域別の指導

一人一人の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握し、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容の一部又は各教科に替えて自立活動を主として指導を行う。指導に当たっては、各教科、道徳、特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。また、個別の指導計画を作成して個々の特性に応じた指導を行う。特に、人間関係を深め、生活経験を豊かにすることができるよう、情緒の安定を図りながら健康・安全管理に留意した指導を行う。

(イ) 自立活動

a 個々の児童の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。

b 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。

c 個別の指導計画を作成し、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。

(ウ) 特別の教科 道徳

直接的な体験学習の中で、人とふれあうことを通して、自己の生活力を高めるため、教師との信頼関係を基盤として、「主として自分自身に関すること」では、健康・安全に気を付けた生活、「主として他の人とのかかわりに関すること」では、友達を意識したかかわり等を適切に位置付けて指導する。

- (エ) 特別活動
 - ア 学級活動

基本的生活習慣の形成、望ましい人間関係を図るため、生活科や道徳等の内容との関連を考慮しながら、「自立活動」の生活学習の場面で、生活リズムや基本的生活習慣の形成を中心として指導する。
 - イ 児童会活動

大きな集団による諸活動に積極的に参加する機会を設け、その中で雰囲気を感じ取りながら教師や友達とかかわり、活動する楽しさを味わえるように、「自立活動」や行事との関連を保ちながら、合同学習の形態で指導する。
 - ウ クラブ活動

児童の自主的・自発的な活動を促し、学校生活を楽しく豊かにするため、4 学年以上の児童には、興味・関心を考慮した活動の場を設定し、クラブ活動の特性を十分に活用するとともに創意工夫し指導する。
 - エ 学校行事

児童の心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感と集団生活における望ましい態度を育てるため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」等を年間行事計画の中に適切に配置し、体験的な活動を行うことにより学校生活の充実と発展を図るように指導する。
- (3) 訪問学級における教育課程実施上の方針
 - ア 教科別、領域別の指導

障がいの状態が重く、学習が著しく困難なため、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて、自立活動を主として指導する。
 - イ 自立活動を主とした指導
 - (ア) 個々の児童の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。
 - (イ) 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。
 - (ウ) 個別の指導計画を作成し、各教科、道徳、総合的な学習及び特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。
 - ウ 特別の教科 道徳

教師との信頼関係を基盤として、さまざまな人とふれあい、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」では、健康・安全を意識した生活、「主として他の人とかかわりに関すること」では、友達を意識したかかわり等を適切に位置付けて指導する。
 - エ 特別活動

学習活動に変化を与え、集団への適応を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康・安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」等の学校行事への参加を実態に応じて配置し、学習活動の充実と発展を図るように指導する。
 - オ その他必要な事項
 - (ア) 授業は年間 3 5 週以上にわたり計画し、週あたり 3 回、1 回 1 2 0 分で年間 2 8 0 時間を基準として実施する。
 - (イ) 児童の実態、特に健康状態を把握し、保護者の理解と協力を得て指導する。
 - (ウ) スクリーニングは、児童の実態や家庭の事情等を考慮し、週あたり 3 回の指導回数の中の 1 回をあてることができる。
 - (エ) 医療機関との連携を図り、行事参加やスクリーニングに際しては主治医の所見や助言を求め、適切な指導を行う。

Ⅲ 中学部

1 学部目標

- ・ 心もからだもつよくて健康な生徒
- ・ すすんで学習する生徒
- ・ 力を合わせてがんばる生徒

2 教育課程編成上の方針

(1) 教育課程編成の基本方針

ア 法令並びに「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を基準とし、幼稚部教育要領を参考としながら、福島県教育委員会の施策を踏まえて、小学部の教育内容との関連をもとに、一貫した教育を図ることができるよう編成する。また、生きる力を培うよう、自ら学び考える力、意欲と自立と社会参加に向けて必要な基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力、判断力、表現力の育成を図り、生徒個々の力を充分に発揮することのできる教育の充実に努める。

イ 各教科の指導については、生徒の実態に応じ、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で取り扱う。特別活動は、学級活動、生徒会活動、学校行事を取り上げ、道徳、自立活動については、学校の教育活動全体の中で指導するように編成する。ただし、重複障がい学級では、生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じ、自立活動の時間を設けて指導するように編成する。また、総合的な学習の時間においては、様々な形で交流及び共同学習の場を設けて幅広く地域の人々とかかわる力を育てるように編成する。

ウ 一人一人の生徒の障がいの状態及び特性を十分に把握するとともに心のケアに努め、各教科・領域等の年間指導計画を基にした個別の指導計画を作成し、経験的・体験的学習を中心に基礎的・基本的指導内容を精選して、個に応じた学習活動を設定し、主体性が育つようにする。また、生徒が自分で考え、判断し選択できる力を高められるように編成する。

エ 経験を広め、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいのあるなしにかかわらず共に学ぶことでお互いを理解し、人間の多様性を尊重する心を育むため、地域資源を活用すると共に、平第二中学校や四倉中学校との交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。

また、学校を公開しての「おおすげ祭」を計画し、地域の中での好ましい人間関係を育て、社会に根ざした学校づくりができるように編成する。

オ 生徒の障がいの実態や実情に応じて、産業現場等における実習などの体験的な学習を適切に行い、働く意欲や態度の基礎を身に付けることができるよう指導する。

カ 保護者、施設及び関係諸機関との連携を密にし、生活環境や学習環境を整え、生徒の心身の安全・安心を図るように編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い

「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に「主として自分自身に関すること」「主として他の人とかかわりに関すること」「主として自然や崇高なものとかかわりに関すること」「主として集団や社会とかかわりに関すること」等の道徳的内容を重点的に位置付け、個々の生徒の障がいの状態や経験、発達の段階に応じて教師と生徒、生徒相互の人間関係を深め、内面に根ざした道徳的心情や道徳的判断力を育成し、人間としての生き方の自覚を深め、豊かな生活を送ることができるようにする。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

ア 「日常生活の指導」、「生活単元学習」や学校行事の中で自ら体を動かそうとする遊びや運動等を計画的に位置付け、日常生活における適切な体育的活動を実践するとともに、県版「自分手帳」を活用し、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるようにする。

イ 食育の推進については、県版「自分手帳」を活用し、バランスのよい食事の大切さを知り食事のマナーを身に付け、健康的で望ましい食生活の習慣の基礎が培われるよう、食育全体計画を作成し、「保健体育」「各教科等を合わせた指導」及び学校給食等の中で適切に指導する。

ウ 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引き」や関係図書等を活用し、生徒の発達の段階や実態に応じた指導を行う。

エ 防災教育に関しては、福島県教育委員会の防災教育指導資料等を参考に、地震や火災等の緊急時の移動や集団での行動なども含め指導する。

(4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い

「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に個々の自立活動の具体的な指導内容を重点的に位置付け、障がいの状態や発達の段階等に応じて適切な指導を行い、生徒一人一人の心身の調和的発達を促し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を高め、社会参加するための資質の向上を図る。

- (5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い
- ア 各教科、各教科等を合わせて指導を行う場合
 - (ア) 生徒の実態に即して、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導を取り入れて教育課程を編成する。
 - (イ) 「各教科等を合わせた指導」として、「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」をもって編成する。
 - イ 障がいの状態により特に必要がある場合
 - 各教科の目標及び内容の全部又は一部を下学部の目標及び内容の全部又は一部に替えて、生徒の発達・経験・能力に応じて指導内容を精選し、個別の指導計画に基づき、個々の生徒の特性に即して指導する。
 - ウ 重複障がい者の場合
 - 重複障がい者のうち、障がいの状態や発達の段階等により特に必要がある場合には、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動を主として教育課程を編成する。
 - エ 訪問教育の場合
 - 訪問教育対象児の教育課程は、自立活動を主として編成する。
- (6) 当該年度に改善または努力する事項
- ア 学部間や中学校等との連携に努め、お互いの学校の特色を生かした「交流及び共同学習」を展開し、共に学ぶ経験を深め、地域における人間関係の育成に努める。
 - イ 将来や進路を見据え、一人一人の教育的ニーズや個別の目標、合理的配慮の提供を、個別の教育支援計画や個別の指導計画に位置づけ、日々の振り返りや話し合いをもとに授業改善を図り、進路指導の充実に努める。
- (7) その他必要な事項
- ア 教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針
 - (ア) 通常の学級は、学年・発達の段階に応じ、適切な時数を配し、各教科等を合わせた指導形態を一部取り入れて編成する。
 - (イ) 重複障がい学級Ⅰ型は、音楽、保健体育の教科別の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動で編成する。
 - (ウ) 重複障がい学級Ⅱ型は、自立活動を主とした指導により教育課程を編成する。
 - イ 放射線に関する指導
 - 放射性物質の存在を知り、放射線物質を体にたくさん取り込まないようにするなど、放射線に関する学習を文部科学省からの放射線等に関する副読本及び福島県教育委員会の放射線等に関する指導資料や放射線教育用学習教材（DVD）等を参考に、生徒の実態に応じて特別活動に位置付け、各教科と関連づけて指導する。
 - ウ その他
 - (ア) 学部間の交流の充実に努めるため「おおすげタイム」の名称で年間を通し、本校舎での縦割りによる集会活動等を計画的に実施する。
 - (イ) 4月9日（月）に始業式・入学式を実施する。（小学部、中学部、高等部合同で実施するため）
 - (ウ) 4月28日（土）に授業参観を実施し、5月2日（水）を振替休業日とする。
 - (エ) 創立記念日は、5月1日（火）である。
 - (オ) 第1、2学年の宿泊学習を7月12日（木）から13日（金）の1泊2日の日程で「いわき海浜自然の家」において実施する。
 - (カ) 4月6日（金）を休業日とし、8月23日（木）第2学期始業式を実施する。
 - (キ) 3月22日（金）を休業日とし、8月24日（金）を授業日とする。
 - (ク) 10月27日（土）に「おおすげ祭」を実施し10月29日（月）を振替休業日とする
 - (ケ) 第3学年の修学旅行を11月14日（水）から11月16日（金）の2泊3日の日程で関東方面を目的地として実施する。
 - (コ) 高等部入学者前期選抜実施日3月7日（木）を休業日とする。
 - (サ) 3月20日（水）に卒業式を実施する。（小学部、中学部、高等部合同で実施するため）

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数

学 期 \ 学 年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	備 考
第 1 学期	7 0 日	7 0 日	7 0 日	4 月 9 日 始業式、入学式
第 2 学期	8 3 日	8 3 日	8 3 日	8 月 2 3 日 始業式
第 3 学期	4 9 日	4 9 日	4 9 日	3 月 2 0 日 修了式、卒業式
計	2 0 2 日	2 0 2 日	2 0 2 日	

(2) 年間授業時数

ア 通常の学級

各教科等 \ 学年		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
各 教 科	国 語	6 6	6 6	6 5
	数 学	6 8	6 8	6 8
	音 楽	7 1	7 1	7 0
	保 健 体 育	7 0	7 0	7 0
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	3 8 6	3 8 6	3 8 4
	生活単元学習	1 6 4	1 6 4	1 6 6
	作業学習	2 6 1	2 6 1	2 5 7
総合的な学習の時間		2 0	2 0	2 0
特別活動		4 4	4 3	4 4
計		1 1 5 0	1 1 4 9	1 1 4 4
学 級 編 制		1	1	—

イ 重複障がい学級（Ⅰ型 Ⅱ型）

各教科等 \ 類型 \ 学年		Ⅰ 型			Ⅱ 型		
		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
各教科	音 楽	7 2	7 2	7 2			
	保 健 体 育	7 4	7 4	7 3			
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	3 8 6	3 8 6	3 8 4			
	生活単元学習	2 3 3	2 3 3	2 3 3			
	作業学習	2 6 1	2 6 1	2 5 7			
総合的な学習の時間		2 0	2 0	2 0			
特別活動		4 4	4 3	4 4			
自立活動		6 0	6 0	6 1	1 1 5 0	1 1 4 9	1 1 4 4
計		1 1 5 0	1 1 4 9	1 1 4 4	1 1 5 0	1 1 4 9	1 1 4 4
学 級 編 制		1	—	1	—	—	—

ウ 訪問学級

各教科等 \ 学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
自立活動	2 5 2	2 5 2	2 5 2
計	2 5 2	2 5 2	2 5 2
学 級 編 制	—	—	—

(3) 1 単位時間 5 0 分

- ・ 障がいの状態や生徒の学習のペース、授業内容等に応じて、1 単位時間を弾力的に運用して授業が効果的に行われるようにする。
- ・ 日常生活の指導について、帯状に給食前 1 5 分、給食後 1 5 分、下校前 2 0 分を設定する。
- ・ 日常的に運動に親しみながら健康的な体づくりを考え、1 校時の日常生活の指導の後半に、帯状に 2 5 分「スポーツタイム」の名称で、高等部と合同による運動の時間を設定する。
- ・ 授業時数は 1 単位 5 0 分で換算したものである。

4 教育課程実施上の方針

(1) 通常の学級における教育課程実施上の方針

ア 各教科

(ア) 国 語

日常生活に必要な言葉の理解力と表現力を高めるとともに、表現しようとする意欲や態度を育て、集団生活への適応力を高めるため、簡単な「会話」や単文の「読み・書き」を中心に指導する。

(イ) 数 学

日常生活に必要な数量や図形などに自らが興味・関心をもち、それらを実際に活用する態度と能力を育て高めるため、実態に応じた教材・教具の工夫や指導段階の設定に努め、初歩的な数量の計算や金銭、時計、図形などの基礎的・基本的事項が定着するよう指導する。

(ロ) 音 楽

表現及び鑑賞の能力を培い、興味・関心を深め、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てるため、リズムに合わせた身体表現、打楽器や旋律楽器などを使っての合奏や独奏、斉唱やいろいろな音楽の鑑賞を指導する。指導に当たっては、歌詞やリズム、楽器の音色などに関心をもって、積極的に演奏や鑑賞に取り組めるよう指導する。

(エ) 保健体育

適切な運動の実践を通して、体力の向上、健康の保持増進、及び安全についての理解を図る。さらに日常生活にとって身近なものにするため、体づくり運動や簡単なスポーツにおいて簡単なきまりを守る態度を育てるとともに、健康・安全に関する初歩的な事柄を指導する。また、身体的・心理的発達に合わせて、男女の身体的特徴や男子の精通、女子の初経や月経の処置、異性の尊重等に関して指導する。

イ 特別の教科 道徳

教師と生徒及び生徒相互のふれあいを通して、望ましい人間関係を育成し、社会生活における豊かな道徳的心情を育てるため、「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」では自主性、「主として他の人とののかかわりに関すること」では、思いやり、友情、「主として自然や崇高なものとののかかわりに関すること」では、自然のすばらしさ、命の大切さ、「主として集団や社会とののかかわりに関すること」では、きまりを守る等を適切に位置付けて指導する。

ウ 特別活動

(ア) 学級活動

望ましい人間関係を形成し、学級や学校の一員として充実した生活を送るため、係や役割及び日常生活における課題への対応、また、様々な活動を体験しながら自己を生かせる力を養うなど、障がいの状態や経験に応じて具体的な事項を取り上げ、主体的、実践的な態度が育つよう、個々の進路を見通して各教科、領域別、各教科等を合わせた指導との関連を図りながら指導する。

(イ) 生徒会活動

- ・ 生徒の自主性と社会性を養い、個性の伸長を図るため、おおすげタイムやふれあいタイム及び委員会活動等を中心に、「日常生活の指導」や行事との関連を保ちながら、各教科等を合わせた指導の中で配慮し、合同学習の形態で指導する。
- ・ 生徒会役員選挙への参加をととして、その意義を理解し、生徒が自らの判断で投票できるような具体的かつ実践的な指導をする。

(ロ) 学校行事

生徒の心身の調和のとれた発達を促し集団への所属感や学校生活の充実と発展を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足(旅行)・集団宿泊の行事」「勤労生産・奉仕的行事」等体験的な活動を、年間行事計画の中に適切に配置して指導する。

エ 自立活動

「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で、生徒一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき、日常生活に必要な基本的動作の向上、改善を図るとともに、生徒の興味・関心を大切にしながら意思の相互伝達に必要な基礎的能力の向上を図り、社会的役割の自覚を促すよう指導する。

オ 総合的な学習の時間

ふれあいの場を設定し、主体的に考え行動する能力や好ましい人間関係を育成する。活動は、奉仕的内容(美化活動)、文化的内容(交流・余暇活動)等から構成し、相互理解を深めながら、生徒が主体的に参加できるように配慮する。なお、時数の配分については、総合的な学習の時間の特性上、活動内容により要する時数が異なるため、教科・領域との関連を考慮し、弾力的に適切な時間を配分する。

カ 各教科等を合わせた指導

(ア) 日常生活の指導

生徒一人一人の日常生活上の課題を明確にし、実際の活動の中で望ましい生活習慣の確立を図るため家庭・施設との連携を図りながら、基本的生活習慣の確立及び集団生活に必要な基礎的能力と態度を育てるよう指導する。

- (イ) 生活単元学習
生活上の課題処理や問題解決の力を高めるため、生徒の興味・関心や生活経験等に基づき、自立的な生活に必要な事項を実際、総合的に指導する。生徒一人一人が目標をもち積極的に学習へ参加できるよう、学習形態や集団構成を工夫し、もっている力を十分発揮できるよう努める。
- (ロ) 作業学習
- a 基礎的、基本的な作業知識・技能・態度及び意欲を身に付け、働く力、生活する力を高め、社会参加・自立を図るため年間指導計画の中に生徒の興味・関心を考慮した年間計画を作成して指導する。実施に当たっては、キャリア発達の段階表やキャリア観点表などの結果を参考にしながら、生徒それぞれが理解できるように具体的に指導する。また、生徒の実態に応じ作業班を選択し、段階的に学習できるように指導する。
さらに、学習の成果は、おおすげ祭、販売活動、授業参観などにおいて紹介する。
なお、中学部、高等部6年間で、系統的・発展的な取り組みができるように、ねらいを明確にすると共に活動内容等を工夫する。
 - ・ 木工班（木工製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）
 - ・ 工芸班（工芸製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）
 - b 産業現場等における実習については、校内実習を計画し、意欲的に働く態度や人とのかかわり、仕事に対する関心を深める機会とする。期間は前期、後期にそれぞれ1回実施する。
 - ・ 前期は、6月18日(月)から6月22日(金)までの5日間実施する。
 - ・ 後期は、11月26日(月)から11月30日(金)までの5日間実施する。
 - c 年間計画で、見学や体験を含めて職場体験学習を設定する。
- (2) 重複障がい学級における教育課程実施上の方針
- ア I型
- (ア) 各教科
- a 音楽
表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽への興味・関心を深めるため、リズムに合わせた身体表現、打楽器や旋律楽器を使つての合奏、斉唱やいろいろな音楽の鑑賞を指導する。
指導に当たっては、楽器の音色やリズムなどに関心をもって演奏や鑑賞に取り組めるよう指導する。
 - b 保健体育
体力及びバランス感覚の向上を図るため、体づくり運動や簡単なスポーツにおいて健康・安全に関する初歩的な事柄を指導する。また、身体的・心理的発達を踏まえ、身だしなみや服装・態度、トイレの使い方など社会生活を送る上で必要な基本的生活習慣に関する初歩的な事柄について指導する。
- (イ) 特別の教科 道徳
教師と生徒及び生徒相互のかかわりを通し集団生活に適応する力を養い、個に応じた道徳的判断力、道徳的心情を育てるため、「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」では、自主性、「主として他の人とのかかわりに関すること」では、あいさつ、自他の区別、友だちと仲良く等を適切に位置付けて指導する。
- (ロ) 特別活動
- a 学級活動
望ましい人間関係を形成し、学級の一員として充実した生活を送るため、係や役割及び日常生活における課題への対応、また、様々な活動を体験しながら自己を生かせる力を養うなど、障がいの状態や経験に応じて具体的な事項を取り上げ、主体的、実践的な態度が育つよう、個々の進路を見通して「日常生活の指導」や道徳との関連を図りながら指導する。
 - b 生徒会活動
 - ・ 集団活動を通し、仲間意識や役割意識を育てるため、おおすげタイムやふれあいタイム及び委員会活動等を中心に「日常生活の指導」や行事との関連を保ちながら、各教科等を合わせた指導の中で配慮し、合同学習の形態で指導する。
 - ・ 生徒会役員選挙への参加をとおして、生徒が自らの判断で投票できるよう具体的かつ実践的な指導をする。
 - c 学校行事
集団での学習活動を通し、集団への所属感や学校生活の充実を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」を年間指導計画の中に適切に配置し、体験的な活動を行うことにより学校生活の充実と発展を図るように指導する。

- (エ) 自立活動
「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で指導する他に、「自立活動」の時間を設けて生徒一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき具体的な指導内容を設定して指導を行う。
- (オ) 総合的な学習の時間
直接的なふれあいの場を設定し、主体的に考え行動する能力や好ましい人間関係を育成する。活動は、奉仕的内容（美化活動）、文化的内容（交流・余暇活動）等から構成し、相互理解を深めながら、生徒が主体的に参加できるように配慮する。なお、時数の配分については、総合的な学習の時間の特性上、活動内容により要する時数が異なるため、教科・領域との関連を考慮し、弾力的に適切な時間を配分する。
- (カ) 各教科等を合わせた指導
- a 日常生活の指導
日常生活の流れに沿って実際の状況下で、望ましい生活習慣の形成を図るため、家庭・施設との連携を図りながら基本的生活習慣の内容や集団生活をする上で必要な内容を繰り返し指導する。
 - b 生活単元学習
生徒の興味・関心に基づき、実際の生活に即した学習内容を設定し、身に付けた内容が実際の生活に生かされるように指導する。見通しをもつことができるような活動や方法を工夫し、個に応じた指導ができるように努める。
 - c 作業学習
 - (a) 基礎的、基本的な作業知識・技能・態度及び意欲を身に付け、働く力、生活する力を高め、社会参加・自立を図るため年間指導計画の中に生徒の興味・関心を考慮した年間計画を作成して指導する。実施に当たっては、キャリア発達の段階表やキャリア観点表などの結果を参考にしながら、生徒それぞれが理解できるように具体的に指導する。また、生徒の実態に応じ作業班を選択し、段階的に学習できるように指導する。
さらに、学習の様子や成果は、おおすげ祭、販売活動、授業参観などにおいて紹介する。
なお、中学部、高等部6年間で、系統的・発展的な取り組みができるように、ねらいを明確にすると共に活動内容等を工夫する。
 - ・ 木工班（木工製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）
 - ・ 工芸班（工芸製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）
 - (b) 産業現場等における実習については、校内実習を計画し、意欲的に働く態度や人とのかかわり、仕事に対する関心を深める機会とする。期間は前期、後期にそれぞれ1回実施する。
 - ・ 前期は、6月18日(月)から6月22日(金)までの5日間実施する。
 - ・ 後期は、11月26日(月)から11月30日(金)までの5日間実施する。
 - (c) 年間指導計画で、見学や体験を含め職場体験学習を設定する。
 - (d) 障がいの状態が重い生徒については、家庭生活及び施設での生活に必要な知識、技能や態度も含めて、社会生活に必要な基本的な能力を段階的・具体的に養うようにする。
- イ II型
- (7) 教科別、領域別の指導
一人一人の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握し、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容の一部、又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導を行う。指導に当たっては、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と密接な関連を保ちながら指導する。また、個別の指導計画を作成して個々の特性に応じた指導を行う。特に、人とのかかわりを大切にしながら、健康・安全管理に留意した指導を行う。
- (イ) 自立活動
- a 個々の生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。
 - b 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。
 - c 個別の指導計画を作成し、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。
- (ウ) 特別の教科 道徳
直接的な体験学習の中で、「主として自分自身に関すること」では、健康に気を付けながら基本的生活習慣を身に付ける、「主として他の人とのかかわりに関すること」では、他の人を意識してかかわる等を適切に位置付けて指導する。

- (エ) 特別活動
 - ア 学級活動

人とかかわりを大切にしながら、生活リズム、基本的生活習慣の形成、望ましい人間関係をつくることを中心とし、「自立活動」との関連を図り指導する。
 - イ 生徒会活動

大きな集団による活動に積極的に参加する機会を設け、多数の教師や生徒とかかわり、活動する楽しさを味わえるように合同学習の形態で指導する。
 - ウ 学校行事

生徒の心身の調和のとれた発達を促し集団への所属感を深めるため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」等体験的な活動を、年間行事計画の中に適切に配置して指導することにより、学校生活の充実と発展を図るように指導する。
- (3) 訪問学級における教育課程実施上の方針
 - ア 教科別、領域別の指導

障がいの状態が重く、学習が著しく困難なため、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導する。
 - イ 自立活動
 - (ア) 個々の生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。
 - (イ) 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。
 - (ウ) 個別の指導計画を作成し、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。
 - ウ 特別の教科 道徳

教師との信頼関係を基盤として、様々な人と触れ合い、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」では、健康に気を付けながら基本的生活習慣を身に付ける、「主として他の人とかかわりに関すること」では、友達を意識してかかわる等を適切に位置付けて指導する。
 - エ 特別活動

学習活動に変化を与え、集団への適応を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康・安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」等の学校行事への参加を実態に応じて配置し、学習活動の充実と発展を図るように指導する。
 - オ その他必要な事項
 - (ア) 授業は年間35週以上にわたり計画し、週あたり3回、1回120分で年間252時間を基準として実施する。
 - (イ) 生徒の実態、特に健康状態を把握し、保護者の理解と協力を得て指導する。
 - (ウ) スクリーニングは、生徒の実態や家庭の事情等を考慮し、週あたり3回の指導回数の中の1回をあてることができる。
 - (エ) 医療機関との連携を図り、行事参加やスクリーニングに際しては主治医の所見や助言を求め、適切な指導を行う。

IV 高等部

1 学部目標

- ・ 安全や健康に留意する生徒
- ・ めあてをもって学習する生徒
- ・ 社会の一員として生活する生徒

2 教育課程編成上の方針

(1) 教育課程編成の基本方針

ア 法令並びに「特別支援学校高等部学習指導要領」を基準として、また特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、福島県教育委員会の施策を踏まえ、小学部、中学部の教育内容との関連のもとに、一貫した教育を図ることができるよう編成する。また、生きる力を培うよう、自ら学ぶ意欲と卒業後の自立と社会参加に向けて必要な基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を図り、生徒個々の力が十分発揮することのできる教育の充実に努める。

イ 各教科の指導については、生徒の実態に応じ、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で取り扱う。また、タブレット端末等の情報機器を教材とした情報教育を行ない、将来の就労や社会参加自立につなげて、特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を取り上げ道徳、自立活動については、学校の教育活動全体の中で指導するように編成する。ただし、重複障がい学級では、生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じ、自立活動の時間を設けて指導するように編成する。また、総合的な学習の時間においては、様々な形態で交流及び共同学習の場を設定し、幅広く人とのかかわり、実社会でより良く生きる力を育てるように編成する。

ウ 生徒一人一人の障がいの多様化に対応するとともに心のケアに努め、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対して自ら考え主体的に対応できる能力の育成を図る。また、各教科・領域等の年間指導計画を基にした個別の指導計画を作成し、基礎的・基本的な内容の指導の徹底と個性の伸長を図るように編成する。

エ 経験を広め、たくましい生活力、望ましい社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいのあるなしにかかわらず共に学ぶことでお互いを理解し、人間の多様性を尊重する心を育むため、地域資源を活用すると共に四倉高等学校等との交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。

また、学校を公開しての「おおすげ祭」や地域資源の活用を計画し、より広い地域社会に根ざした学校づくりができるよう編成する。

オ 「産業現場等における実習」や販売活動、社会体験学習を計画的に取り入れ、環境保護を考えた奉仕活動を計画的に実施することにより、社会の仕組みを理解し、勤労を尊び、社会に貢献しようとする態度を育てるように編成する。

カ 保護者、施設及び関係機関との連携を密にし、生活環境や学習環境を整え、生徒の心身の安全・安心を図るように編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い

小学部、中学部の目標や内容との関連を図り、「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に、「主として自分自身に関すること」「主として他の人とののかかわりに関すること」「主として自然や崇高なものとののかかわりに関すること」「主として集団や社会とののかかわりに関すること」等の視点から、社会生活を営むために大切な道徳的内容を重点的に位置付け適切な指導を行い、日常生活における基本的生活習慣の確立を図るとともに教師と生徒、生徒相互の人間関係を深め、内面に根ざした道徳的心情、判断力、実践意欲と態度を養い、地域社会の一員として豊かな生活を送ることができるようになる。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

ア 保健体育の時間はもちろんのこと、「日常生活の指導」及び「生活単元学習」や学校行事の中で体づくり等を計画的に位置付け、日常生活における体育的活動を実践するとともに県版「自分手帳」を活用し、体力の向上及び健康の保持増進が図られるようにする。また、いろいろな運動を取上げ、主体的に活動できるように指導する。

イ 食育の推進については、県版「自分手帳」を活用し食習慣の見直しを図り、健康な食生活を考え選択できる力を培い食にかかわる人々に感謝する気持ちを育てられるように、食育全体計画を作成し、「保健体育」「家庭」「職業」「各教科等を合わせた指導」「自立活動」及び学校給食等の中で適切に指導する。

ウ 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引き」や関係図書等を活用し、生徒の発達の段階や実態に応じた指導を行う。

エ 防災教育に関しては、福島県教育委員会の防災教育指導資料等を参考に、地震や火災等の緊急時の移動や集団での行動なども含め指導する。

(4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い

「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に個々の自立活動の具体的な指導内容を重点的に位置付け、障がいの状態や発達の段階等に応じて適切な指導を行い、心身の調和的発達を促すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善克服しようとする態度を育成し、社会参加・自立に向けて意欲的に取り組む態度を養う。

- (5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い
- ア 各教科、各教科等を合わせて指導を行う場合
 - (ア) 生徒の実態に即して、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせた指導を取り入れて教育課程を編成する。
 - (イ) 「各教科等を合わせた指導」として「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」をもって編成する。
 - イ 障がいの状態により特に必要がある場合
 - 各教科の目標及び内容の全部又は一部を下学部・下学年の目標及び内容の全部又は一部に替えて、生徒の発達・経験・能力に応じて指導内容を精選し、個別の指導計画に基づき個々の生徒の特性に即して指導する。
 - ウ 重複障がい者の場合
 - 重複障がい者のうち、障がいの状態や発達の段階等により特に必要がある場合には、各教科、道徳若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動を主として教育課程を編成する。
 - エ 訪問教育の場合
 - 訪問教育対象児の教育課程は、自立活動を主として編成する。
- (6) 学校教育活動全体を通じて行なう主権者教育の取扱い
- 国民の権利としての選挙への参加、一票の重みを知らせるとともに障がいをもつ人たちの選挙の仕方を知らせるなど、主権者教育の全体計画を作成し、基礎・基本的学習を総務省・文部科学省からの副読本などの指導資料を参考に総合的な学習や特別活動に位置付け、各教科と関連付けて指導する。また、その指導にあつては、公職選挙法等関連法規に基づき将来にわたって法の厳守に努めるよう指導する。
- (7) 当該年度に改善または努力する事項
- ア 学部間の「交流及び共同学習」や同世代の高校生と共に学ぶ経験をより充実させ、社会性や豊かな人間性を育てお互いを理解しあえる機会を設定し、環境に応じた自らの役割を考え行動する力を育てる。
 - イ 卒業後の生き方を考え、進路について自己選択・自己決定することができるよう、生徒個々の教育的ニーズを把握したり、地域や関係機関と連携したりしながら、職場体験学習や校外学習等のあり方を考え、工夫・改善に努める。
- (8) その他必要な事項
- ア 教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針
 - (ア) 通常の学級は、国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業、家庭の教科別の指導、各教科等を合わせた指導、総合的な学習の時間で編成する。
 - (イ) 重複障がい学級Ⅰ型は、音楽、保健体育の教科別の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動、総合的な学習の時間で編成する。
 - (ウ) 重複障がい学級Ⅱ型は、自立活動を主とした指導で編成する。
 - イ 学校設定教科
 - 設定しない。
 - ウ 放射線に関する指導
 - 放射性物質の存在を知り、放射性物質を体にたくさん取り込まないようにするなど、放射線に関する学習を文部科学省からの放射線等に関する副読本及び福島県教育委員会の放射線等に関する指導資料や放射線教育用学習教材（DVD）等を参考に、生徒の実態に応じて、特別活動に位置付け、各教科と関連付けて指導する。
 - エ その他
 - (ア) 学部間の交流の充実を図るため「おおすげタイム」の名称で年間を通し本校舎での縦割りによる集会活動等を計画的に実施する。
 - (イ) 特別支援学校作業技能大会・特別支援学校スポーツ大会の練習会を火・木の放課後に実施する。
 - (ウ) 4月9日（月）に入学式・始業式を実施する。（小学部、中学部、高等部合同で実施するため）
 - (エ) 4月28日（土）に授業参観を実施し、5月2日（水）を振替休業日とする。
 - (オ) 創立記念日は、5月1日（火）である。
 - (カ) 第1学年の宿泊学習を7月12日（木）、13日（金）の1泊2日の日程で、いわき海浜自然の家において実施する。
 - (キ) 第2学期始業式を8月31日（金）に実施し、3月12日（火）を振替休業日とする。
 - (ク) 第2学年の修学旅行を9月12日（水）から14日（金）の2泊3日の日程で関西方面において実施する。
 - (ケ) 10月27日（土）に「おおすげ祭」を実施し、10月29日（月）を振替休業日とする。
 - (コ) 高等部入学者前期選抜実施日3月7日（木）及び選抜採点等事務日3月8日（金）、3月13日（水）・合格発表日3月14日（木）を休業日とする。

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数

学 期 \ 学 年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	備 考
第 1 学期	7 0 日	7 0 日	7 0 日	4 月 9 日始業式・入学式
第 2 学期	7 7 日	7 7 日	7 7 日	8 月 3 1 日始業式
第 3 学期	4 5 日	4 5 日	4 5 日	3 月 2 0 日卒業式・修了式
計	1 9 2 日	1 9 2 日	1 9 2 日	

(2) 年間授業時数

ア 通常の学級

各 教 科 等 \ 学 年		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
各 教 科	国 語	6 2	6 2	6 4
	数 学	5 9	5 9	6 0
	音 楽	5 7	5 7	5 8
	美 術	5 9	6 5	6 7
	保 健 体 育	6 5	6 5	6 6
	職 業	9 1	9 0	9 1
	家 庭	6 7	5 9	6 1
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	2 1 7	2 1 6	2 2 0
	生活単元学習	9 7	9 7	1 0 0
	作業学習	3 1 1	3 0 9	3 1 3
総合的な学習の時間		2 4	2 4	2 4
特 別 活 動		3 9	3 9	4 0
計		1 1 4 8	1 1 4 2	1 1 6 4
学 級 編 制		1	1	1

イ 重複障がい学級（Ⅰ型・Ⅱ型）

型 \ 類 \ 学 年		Ⅰ 型			Ⅱ 型		
		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
各教科	音 楽	6 1	6 1	6 2			
	保 健 体 育	6 7	6 6	6 8			
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	3 7 0	3 6 8	3 7 6			
	生活単元学習	2 1 6	2 1 5	2 1 9			
	作業学習	3 1 1	3 0 9	3 1 3			
総合的な学習の時間		2 4	2 4	2 4			
特 別 活 動		3 9	3 9	4 0			
自 立 活 動		6 0	6 0	6 2	1 1 4 8	1 1 4 2	1 1 6 4
計		1 1 4 8	1 1 4 2	1 1 6 4	1 1 4 8	1 1 4 2	1 1 6 4
学 級 編 制		1	1	1			

ウ 訪問学級

各 教 科 等 \ 学 年	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
自 立 活 動	2 5 2	2 5 2	2 5 2
計	2 5 2	2 5 2	2 5 2
学 級 編 制	—	—	—

(3) 1 単位時間 5 0 分

- ・ 障がいの状態や生徒の学習のペース、授業内容等に応じて、1 単位時間を弾力的に運用して授業が効果的に行われるようにする。
- ・ 日常生活の指導について、带状に給食前 1 5 分を設定する。
- ・ 日常的に運動に親しみながら、健康的な体づくりを考え、1 校時の日常生活の指導の後半に、带状に 2 5 分「スポーツタイム」の名称で、中学部と合同による運動の時間を設定する。
- ・ 授業時数は 1 単位 5 0 分で換算したものである。

4 教育課程実施上の方針

(1) 通常の学級における教育課程実施上の方針

ア 各教科

(ア) 国語

生活に必要な言葉の理解力と表現力を高めるため、相手の立場を理解して聞くことや目的や場に応じて適切に話すことができる能力と態度を伸ばすとともに、文章の「読み・書き」を中心に、卒業後の生活に生かすことができるよう指導する。

(イ) 数学

生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを社会生活で積極的に扱う能力を育て高めるため、生徒の進路や実態に適した課題を継続的、段階的に配列するように工夫し、基礎的な数量の処理や金銭、時計、暦、図形などを指導する。

(ウ) 音楽

表現及び鑑賞の能力を伸ばし音楽活動への意欲を高めるとともに、生涯を通じて音楽を楽しむことができるようにするため、身体表現を含めたりズム合奏、打楽器や旋律楽器などを使った合奏、斉唱や簡単な合唱、いろいろな音楽の鑑賞を指導する。指導に当たっては、曲想や音楽の美しさなどを味わいながら演奏や鑑賞に取り組めるよう指導する。

(エ) 美術

造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を高め、造形表現や作品を愛好する豊かな心を育てるために、様々な技法や材料、用具を用いた造形活動を通して、作品等の個性や美しさ、面白さなどに気づくことができるように指導する。

(オ) 保健体育

体力の向上、健康の保持増進、更に心身の調和的発達を促すため、体づくり運動、簡単なスポーツ、ダンスにおいて、きまりを守る態度を育てるとともに、健康・安全に関する必要な事柄を指導する。また、身体的・心理的発達に合わせて、自分の行動への責任や、性に関する情報等への適切な対処、男女の交際のあり方等について指導する。

(カ) 職業

将来の社会生活や職業生活をよりよいものとするため、現在の自分を見つめることで卒業後の生き方を考え、進路について自己選択・自己決定することのできる力を養う。

他の教科等との関連を踏まえ、体験や経験を重視するとともに、働くことの大切さの理解を促し、勤労意欲や態度に重点を置き指導する。

「職場体験学習」については、地域企業等の理解と協力のもと、個に応じて実体験をとおして働く喜びを味わい、就労するための知識や技能、態度などを身に付けることの大切さについて理解を深めることができるよう指導する。

・ 年間計画で、職場体験学習を設定する。

(キ) 家庭

明るく豊かな家庭生活を営む上で必要な能力を高めるため、家族の役割、消費生活や余暇利用の方法等を知るとともに、被服、食物等の実習を通し、基礎的な知識と技能を習得するように指導する。

イ 道徳

生徒相互及び地域住民とのふれあいを通して、望ましい人間関係を育成し、社会生活を営む上で必要な豊かな道徳的心情を育て、道徳的判断や行動ができるように、「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」では自主性、「主として他の人とのかかわりに関すること」では思いやり、友情の尊さ、「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」では自然を愛する、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」では役割と責任の自覚、勤労の尊さ等を適切に位置付けて指導する。

ウ 特別活動

(ア) ホームルーム活動

生徒が好ましい人間関係を基礎とし、学級の一員として充実した生活を送るため、学級での係や役割及び日常生活で直面するさまざまな課題への対応や健全な生活態度の育成、また進路への関心を高めるために必要な事柄等、障がいの状態に応じて具体的な事項を取り上げ、「教科別、領域別の指導」及び「各教科等を合わせた指導」との関連を図りながら指導する。

(イ) 生徒会活動

生徒一人一人の主体性や社会性を養い、個性の伸長と望ましい人間関係を育てるため、執行部（役員会）及び各委員会を設置し生徒全員で活動する。実施に当たっては、各教科・領域との関連を保ちながら生活単元学習の中に位置付け、年間を通し計画的に指導する。

(ウ) 学校行事

心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感や学校生活の充実を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「旅行・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」を年間指導計画の中に適切に配置し、生徒会活動との連携を図りながら、生徒の主体性が発揮できるように指導する。

エ 自立活動

「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で、生徒一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき、社会生活や家庭生活に必要な基本的動作の向上を図るとともに、意思の相互伝達に必要な基礎的能力の向上を図り、社会参加の基礎を培うように指導する。

オ 総合的な学習の時間

ふれあいの場を設定し、主体的に考え行動する能力や好ましい人間関係を育てる。活動は、社会参加を重視した奉仕的内容（美化活動）、文化的内容（交流・余暇活動）等から構成し、相互理解を深めながら、生徒が主体となって活動を展開していくことができるよう配慮する。なお、時数の配分については、総合的な学習の時間の特性上、活動内容により要する時数が異なるため、教科・領域との関連を考慮し、弾力的に適切な時間を配分する。

カ 各教科等を合わせた指導

(ア) 日常生活の指導

実際の活動の中で、社会生活に必要な基本的生活習慣の確立を図るため、家庭及び施設との連携を密にしながら、集団生活を営むため必要な基礎的生活習慣の確立及び集団生活に必要な知識・技能・態度を育てるように指導する。

(イ) 生活単元学習

生活上の課題処理や問題解決の力を高めるため、実際の生活に即した経験的活動を計画的に組織し、自立的な生活に必要な事項を実際的、総合的に指導する。

生徒が自ら目的意識と課題意識をもって学習に参加し、その中で積極的な集団活動と自己決定ができるような単元を構成し、学習した事柄が実際の生活に生かされるよう、各教科、領域等との関連を図りながら指導する。

(ウ) 作業学習

a 職業生活や家庭生活に必要な基礎的・基本的知識、技能を高め、勤労を重んずる態度、進んで社会生活に参加していく態度を育成するため、今まで身に付けた力を確認し、生徒の障がいの状態や興味・関心を考慮し、計画して指導する。

また、キャリア発達の段階表やキャリア観点表などの結果を参考にし、生徒それぞれが具体的に理解を深められるように指導する。さらに、生徒の実態に応じて作業班を選択し、製品の生産、管理、販売または納品など、一連の流れを通して、将来の職業生活に向け段階的に学習し、その成果は特別支援学校作業技能大会やおおすげ祭、販売活動、授業参観などにおいて紹介する。

なお、中学部、高等部6年間で、系統的・発展的な取り組みができるように、ねらいを明確にすると共に活動内容等を工夫する。

- ・ 木工班（木工製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）

- ・ 工芸班（工芸製品などの製作、製品確認、管理販売や納品）

b 産業現場等における実習については、地域の福祉サービス事業所や企業等の協力のもとで、校内でも実習を行うなど個に応じて実習場所や内容を十分に配慮して、社会のルールやマナー等を理解し、積極的に根気強く、継続して働く態度を育成するように指導する。産業現場等における実習は前期、後期にそれぞれ1回ずつ計画し実施する。

- ・ 前期は、6月18日（月）から6月29日（金）までの10日間実施する。

- ・ 後期は、11月19日（月）から11月30日（金）までの9日間実施する。

ただし、第3学年においては、必要に応じて特別実習を計画するものとする。

c 作業学習の製品等の展示・紹介等の実社会に即した体験的活動を通して、生徒が自主的・主体的に活動し、作業の知識・技能・態度を身に付け、働く意欲や生活力を高められるよう、各教科・領域との関連を図りながら指導する。

(2) 重複障がい学級における教育課程実施上の方針

ア I 型

(7) 各教科

a 音楽

表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽活動への意欲を高めるとともに、生活を明るく豊かなものにする態度を育てるため、リズムに合わせた身体表現、打楽器などを使ったリズム合奏、斉唱やいろいろな音楽の鑑賞を指導する。指導に当たっては、曲想や、音楽の美しさなどを感じながら演奏や鑑賞に取り組めるよう指導する。

b 保健体育

体力及びバランス感覚の向上、健康の保持増進、更に心身の調和的発達を促すため、体づくり運動、簡単なスポーツ、ダンス等を取り入れ、健康・安全に関する必要な事柄を指導する。また、身体的・心理的発達を踏まえ、身だしなみや服装・態度など社会生活への適応を図るために必要な基本的事柄について指導する。

(イ) 道徳

さまざまな人とのふれあいを通して、礼儀や時と場に応じた適切な行動ができる望ましい人間関係を育成し、社会生活を営む上で必要な、道徳的心情を育てるため、「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」では自主性、「主として他の人とのかかわりに関すること」ではあいさつ、思いやり、「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」では自然を愛する、「主として集団や社会のかかわりに関すること」では役割と責任の自覚、協力等を適切に位置付けて指導する。

(ウ) 特別活動

a ホームルーム活動

生徒が好ましい人間関係を基礎とし、学級の一員として充実した生活を送るため、学級での係や役割及び日常生活で直面するさまざまな課題への対応や健全な生活態度の育成、また、進路への関心を高めるために必要な事柄等、障がいの状態に応じて具体的な事項を取り上げ、「日常生活の指導」や「道徳」と関連を図りながら指導する。

b 生徒会活動

生徒一人一人の主体性や社会性を養い、個性の伸長と望ましい人間関係を育てるため執行部（役員会）及び委員会を設置し生徒全員で活動する。実施に当たっては各教科・領域との関連を保ちながら生活単元学習の中に位置付け、生徒の実態に即した柔軟な計画のもと実施し、経験を広めて豊かな人間関係を育てるように指導する。

c 学校行事

心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感や学校生活の充実を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「旅行・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」を年間指導計画の中に適切に配置し、生徒会活動との連携を図りながら、学校生活の充実を図り体験的活動を通して集団を意識できるように指導する。

(エ) 自立活動

「教科別、領域別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で指導する他に「自立活動」の時間を設けて、生徒一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき、社会生活や家庭生活に必要な基本的動作の習得を図るとともに、意思の相互伝達に必要な基礎的能力の向上を図り、社会参加の基礎を培うように指導する。

(オ) 総合的な学習の時間

ふれあいの場を設定し、主体的に考え行動する能力や好ましい人間関係を育てる。活動は、社会参加を重視した奉仕的内容（美化活動）、文化的内容（交流・余暇活動）等から構成し、相互理解を深めながら、生徒が主体となって活動を展開していくことができるよう配慮する。なお、時数の配分については、総合的な学習の時間の特性上、活動内容により要する時数が異なるため、教科・領域との関連を考慮し、弾力的に適切な時間を配分する。

(カ) 各教科等を合わせた指導

a 日常生活の指導

日常生活の流れに沿った実際の活動の中で、社会生活に必要な基本的生活習慣の確立を図り、自主的にできることを増やすため家庭・施設との連携を密にしながら、基礎的生活習慣の確立及び集団生活に必要な基礎的能力と態度を育てるように指導する。

b 生活単元学習

実際の生活や生徒の興味・関心等にあった単元を組織的に経験させ、生活力を高めるための知識・技能の習得や生活上の望ましい習慣・態度の形成を図り、身に付けた事柄が実際の生活に生かされるようにする。

見通しをもつことができるような活動や内容・方法を工夫し、個の生活に即した指導ができるように努める。

c 作業学習

(a) 家庭生活・社会生活に必要な基礎的・基本的知識・技能・態度を高め、今まで身に付けた力を確認し、生徒の障がいの状態や興味・関心を考慮し、計画して指導する。

また、キャリア発達の段階表やキャリア観点表の結果を参考にし、生徒それぞれが具体的に理解を深めるよう指導する。さらに、生徒の実態に応じて作業班を選択し、製品の生産、管理、販売また納品など、一連の流れを通して、将来の職業生活に向け段階的に学習し、その成果は特別支援学校作業技能大会やおおすげ祭、販売活動、授業参観などにおいて紹介する。

なお、中学部、高等部6年間で、系統的・発展的な取り組みができるように、ねらいを明確にすると共に活動内容等を工夫する。

- ・ 木工班（木工製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）
- ・ 工芸班（工芸製品などの製作、製品確認、管理販売や納品）

(b) 産業現場等における実習については、地域の福祉サービス事業所等の協力のもとで、校内でも実習を行うなど個に応じた実習場所や内容を十分に配慮して、根気強く働く態度を育成するように指導する。産業現場等における実習は前期、後期にそれぞれ1回ずつ計画し実施する。

- ・ 前期は、6月18日（月）から6月29日（金）までの10日間実施する。
- ・ 後期は、11月19日（月）から11月30日（金）までの9日間実施する。

ただし、第3学年においては、必要に応じて特別実習を計画するものとする。

(c) 作業学習の製品等の展示・紹介等の実社会に即した体験的活動を通して、生徒が自主的・主体的に活動し、作業の知識・技能・態度を身に付け、意欲や生活力を高められるよう、各教科・領域との関連を図りながら指導する。

(d) 障がいの重い生徒については、家庭生活及び施設での生活に必要な知識、技能や態度も含めて、社会生活に必要な能力を養うようにする。

(e) 年間計画で、職場体験学習を設定する。

イ II型

(ア) 教科別、領域別の指導

障がいの状態が重く、学習が著しく困難なため、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導する。

(イ) 自立活動

a 個々の生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。

b 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。

c 個別の指導計画を作成し、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。

(ウ) 道徳

さまざまな人とふれあい、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」では、健康に気を付けながら基本的生活習慣を身に付ける、「主として他の人とのかわりに関すること」では、友達を意識してかかわる等を適切に位置付けて指導する。

- (エ) 特別活動
学習活動に変化を与え、集団への適応を図るため、ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事への参加を実態に応じて配置し、学習活動の充実と発展を図るように指導する。
- (3) 訪問学級における教育課程実施上の方針
 - ア 教科別、領域別の指導
障がいの状態が重く、学習が著しく困難なため、各教科、道徳、若しくは特別活動の目標及び内容の一部又は各教科若しくは総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導する。
 - イ 自立活動
 - (ア) 個々の生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。
 - (イ) 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。
 - (ウ) 個別の指導計画を作成し、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と密接な関連を保ちながら指導する。
 - ウ 道徳
教師との信頼関係を基盤として、さまざまな人と触れ合い、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」では、健康に気を付けながら基本的生活習慣を身に付ける、「主として他の人とのかかわりに関すること」では、友達を意識してかかわる等を位置付けて指導する。
 - エ 特別活動
学習活動に変化を与え、集団への適応を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「旅行・集団宿泊的行事」等の学校行事への参加を実態に応じて配置し、学習活動の充実と発展を図るように指導する。
 - オ その他必要な事項
 - (ア) 授業は年間35週以上にわたり計画し、週あたり3回、1回120分で年間252時間を基準として実施する。
 - (イ) スクーリングは、生徒の実態や家庭の事情等を考慮し、週あたり3回の指導回数の中の1回をあてることができる。
 - (ウ) 生徒の実態及び健康状態を把握し、保護者の理解と協力を得て指導する。
 - (エ) 医療機関との連携を図り、行事参加やスクーリングに際しては、主治医の所見や助言を求め、適切な指導を行う。
 - (オ) 青年期の精神的・身体的発達等の特性を十分に考慮し、スキンシップや言葉かけ等のかかわり方を工夫して適切な指導を行う。

時 程 表 （ 小 学 部 通 常 ・ 重 複 ）

曜 日 校 時 時 間		月	火	水	木	金
		登 校				
8 : 5 0 ～ 9 : 3 5	1					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
9 : 4 0 ～ 1 0 : 2 5	2					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
1 0 : 3 0 ～ 1 1 : 1 5	3					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
1 1 : 2 0 ～ 1 2 : 0 5	4					
12:05～12:20		給 食 準 備 ・ 指 導				
1 2 : 2 0 ～ 1 3 : 0 0		給 食				
13:00～13:10		給 食 片 付 け ・ 指 導				
1 3 : 1 0 ～ 13:30 ～ 13:40 1 3 : 5 5	5			1年		
				2年		
1 4 : 0 0 ～ 1 4 : 2 0	6	着 替 え 、 学 級 活 動 、 下 校 指 導 3 ～ 6 年				

時 程 表 （ 中 学 部 通 常 ・ 重 複 ）

時間	曜 日 校 時	月	火	水	木	金
		登 校				
8 : 5 0 ~ 9 : 1 0 ~ 9 : 4 0	1					
		健康な体づくり・スポーツタイム				
		学 習 準 備 ・ 移 動				
9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 5	2					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 3 0	3					
1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 2 0	4					
12:20~12:35		給 食 準 備 ・ 指 導				
1 2 : 3 5 ~ 1 2 : 5 5		給 食				
12:55~13:10		給 食 片 付 け ・ 指 導				
1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 0 0	5					
1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 2 0		着 替 え 、 学 級 活 動 、 下 校 指 導				

時 程 表 （ 高 等 部 通 常 ・ 重 複 ）

曜日 校時 時間		月	火	水	木	金
		登校				
8 : 5 0 ~ 9 : 1 0 ~ 9 : 4 0	1					
		運動				
		学 習 準 備 ・ 移 動				
9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 5	2					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
1 0 : 4 0 ~ 1 1 : 3 0	3					
1 1 : 3 0 ~ 1 2 : 2 0	4					
12:20 ~ 12:35		給 食 準 備 ・ 指 導				
1 2 : 3 5 ~ 1 3 : 1 0		給 食				
1 3 : 1 0 ~ 1 4 : 0 0	5					
1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 5 0	6					
		下 校				

学校番号（１０２）

平成３０年度 学校行事年間計画表

福島県立富岡支援学校 小学部

月	日	曜	学 校 行 事 名	日 数	時 数
4	9	月	第１学期始業式・入学式		2
	10	火	発育測定		1
	24	火	交通安全教室		1
5	11	金	遠足	1	
	23	水	内科検診		1
	26	土	運動会	1	
6	13	水	合同避難訓練		1
7	12 ～ 13	木 金	宿泊学習（５学年）	2	
	17	火	防犯教室		1
	20	金	第１学期終業式		1
8	23	木	第２学期始業式		1
10	3	水	避難訓練		1
	27	土	おおすげ祭	1	
12	21	金	第２学期終業式		1
1	8	火	第３学期始業式		1
3	20	水	修了式・卒業式		2
学校行事年間合計 １年 3日 13時間 ２年～４年 3日 14時間 ５年 5日 14時間 ６年 3日 13時間					

学校番号（１０２）

平成３０年度 学校行事年間計画表

福島県立富岡支援学校 中学部

月	日	曜	学 校 行 事 名	日 数	時 数
4	9	月	第１学期始業式・入学式		2
	11	水	発育測定		1
	26	木	交通安全教室（中・高）		1
5	30	水	内科検診		1
6	15	金	第１回避難訓練		1
7	12 13	木 金	宿泊学習（１、２学年）	2	
7	20	金	第１学期終業式		1
8	23	木	第２学期始業式		1
10	27	土	おおすげ祭	1	
11	8	木	第２回避難訓練⑤		1
	13	火	防犯教室②（中・高）		1
	14 ～ 16	水 金	修学旅行（３学年）	3	
12	21	金	第２学期終業式		1
1	8	火	第３学期始業式		1
3	20	水	修了式・卒業式		2
学校行事年間合計 １年 ３日 １３時間 ２年 ３日 １４時間 ３年 ４日 １３時間					

学校番号（１０２）

平成３０年度 学校行事年間計画表

福島県立富岡支援学校 高等部

月	日	曜	生徒会活動名	時数	学校行事名	日数	時数
4	9	月			第1学期始業式・入学式		2
	10	火			発育測定②		1
	13	金	生徒会執行部・役員会⑤	1			
	26	木			交通安全教室⑤（中・高）		1
	27	金	生徒会総会⑤				
5	11	金	生徒会執行部・各委員会⑤	1			
	30	水			内科検診⑤		1
6	8	金	生徒会執行部・役員会⑤	1			
	15	金			第1回避難訓練⑤⑥		2
7	2	月	生徒会執行部・各委員会⑤	1			
	12	木			宿泊学習（1学年）	2	
	13	金					
	20	金			第1学期終業式②		1
8	31	金			第2学期始業式②		1
9	12	水			修学旅行（2学年）	3	
	13	木					
	14	金					
	21	金	生徒会執行部・各委員会⑤	1			
10	4	木	生徒会執行部・各委員会⑤	1			
	27	土			おおすげ祭	1	
11	8	木			第2回避難訓練⑤⑥		2
	9	金	生徒会執行部・各委員会⑤	1			
	13	火			防犯教室②（中・高）		1
12	6	木	生徒会執行部・各委員会⑤	1			
	21	金			第2学期終業式②		1
1	8	火			第3学期始業式②		1
	11	金	生徒会執行部・各委員会⑤	1			
2	1	金	生徒会執行部・各委員会⑤	1			
	15	金	H30年度生徒会役員選挙説明会⑤	1			
	25	月	H30年度生徒会役員選挙⑤⑥	2			
3	20	水			修了式・卒業式		2
生徒会活動年間時数（生活単元扱い）					学校行事年間時数		
1学年：13時間					1学年：3日 15時間		
2学年：13時間					2学年：4日 16時間		
3学年：13時間					3学年：1日 15時間		
6／1～7：あいさつ運動週間							
10／1～5：あいさつ運動週間							

お各部主任で、次年度予定を確認し、3月22日(木)の運営委員会までに、変更等を須藤まで、お知らせ下さい。

平成30年度 学校行事予定表

福島県立富岡支援学校

	4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月		
1	日		火	学校創立記念日	金		日		水		土		1
2	月	本校舎 着任 職員会議 学部会 運営委員会 各部会 安全点検	水	振替休業日(4/28)	土		月	デュアル学習(高2,3) 実習事後③④、学部会	木		日		2
3	火	新入職員オリエンテーション 新 年度準備 防災設備説明会	木	憲法記念日	日		火	交流及び共同学習(中) 各部会 PTA研修会	金		月	デュアル学習(高1,3) 各部会	3
4	水	教職員健康診断8:30～(四倉校 舎)(施設連絡会)	金	みどりの日	月	学部会	水	おおすげ共同タイム 宿泊学習事 前検診(小5・中1, 2・高1) 14:00 ～	土		火	身体測定(高) 研修日	4
5	木	職員会議 主任主事会	土	こどもの日	火	研修日	木	学校評価委員会	日		水	修学旅行事前検診(高)	5
6	金	学部会 入学式式場作成13:30～ 小中休業日(8/23 休業日振替)	日		水		金		月		木	第1回教育課程委員会	6
7	土		月	デュアル学習(高2,3) 学部会	木	おおすげ共同タイム(日赤) 中 高午後本校 耳鼻科検診(小・中・ 高)13:00～5校時 主任主事会	土		火		金	主任主事会 単票提出	7
8	日		火	各部会 視力・聴力検査(中・高)	金		日		水		土		8
9	月	着任式・始業式・入学式 各部会	水	尿検査(小)② 進路講話(高)	土		月	デュアル学習(高2,3) 運営委員会	木		日		9
10	火	生徒会役員打合せ	木	尿検査(中・高)② 四倉高校対面式(中高)②	日		火	研修日 学級会計簿提出	金		月	デュアル学習(高1,3)	10
11	水	身体測定(中・高)	金	遠足(小学部) 諸表簿提出 主任主事会	月	ビルクリーニング技術講習会(高) デュアル学習(高2,3) 各部会	水	主任主事会 教科書採択 (小中)	土	山の日	火	研修日 補助簿提出	11
12	木	身体測定(小) 新入生歓迎会(高)	土		火	PTA研修会	木	宿泊(小5・中1,2・高1)～13 日 教科書採択(小中)	日		水	修学旅行(高・2学年)～14 日	12
13	金	新入生歓迎会(中)	日		水	合同避難訓練(小) 交流及び共同学習(中)	金		月	学校閉庁日 13～15	木		13
14	土		月	デュアル学習(高2,3) 視力・聴力(小)	木	避難訓練(中・高)⑤⑥	土		火		金		14
15	日		火	・心電図(中1・高1)・胸部X線(高 1)遠足予備日(小) 教科会② 研修日	金	実習事前学習③④	日		水		土		15
16	月	新入生を迎える会(小) デュアル学習(高)校内	水		土		月	海の日	木		日		16
17	火	第一回研修全体会	木	運営委員会 介護等体験(～19) PTA新役員顔合わせ	日		火	研修日 防犯教室(小)	金		月	敬老の日	17
18	水		金	運動会予行	月	前期産業現場等における実 習(中～22日 高～6/29)	水	研修会(第1回:外部講師)	土		火	研修日	18
19	木	運営委員会 歯科検診(中・高)	土		火	研修日 交流及び共同学習(小:広野小)	木	職員会議	日		水		19
20	金	心電図(小1)	日	県障がい者総合体育大会 (陸上:いわき ディスク:田村)	水	PTA連合会総会	金	第1学期終業式	月		木	おおすげ共同タイム 運営委員会	20
21	土		月	デュアル学習(高2,3)	木	運営委員会 現場実習見学(小)	土		火		金	交流及び共同学習(中)(小:広野 小) 学校評価委員会 教育実習生打	21
22	日		火	研修日	金		日		水	情報研修会(教員) 進路講演会(教員、保護者) フォローアップ研修 中間報告	土		22
23	月	デュアル学習(高)校内	水	内科検診(小)	土		月	諸表簿提出 「さくらひろばへいってみよう」	木	第2学期始業式(小・中) (4/6 休業日振替の授業日) 学部会(小・中)	日	秋分の日	23
24	火	交通安全教室(小) 研修日	木	職員会議	日		火		金	小中 授業日 (3/22 休業日振替の授業日)	月	振替休日	24
25	水	おおすげ共同タイム 中高午後本校 尿検査①(全) 眼科検診(全・聴平) 13:00～5校時 衛生委員会 教科会	金	尿検査(小)③	月	就学指導委員会	水		土		火	デュアル学習(高) 職員会議 教育実習(～10/9)	25
26	木	職員会議・ ①交通安全教室(中・高) 歯科検 診(小・聴平)	土	運動会(小)	火	交流及び共同学習(小) 研修日	木	進路見学会(教員)	日		水	研修日 PTA奉仕作業	26
27	金		日		水	相双地域支援ネットワーク 会議(教育支援部)	金	(いわき地区特別支援セミ ナー)	月	運営委員会	木		27
28	土	授業参観 PTA総会 在校生:個別的教育支援計画押 印 新入生は5月末まで	月	小 休業日(5/26授業日振 替)	木	職員会議 職場体験(中)	土	平成30年度 同窓会総会並 びに成人を祝う会	火	就学指導委員会 身体測定(小)	金	通知表提出(前期) 個別の指導計画提出(後期目標 確認)	28
29	日	昭和の日	火	研修日	金		日		水	身体測定(中)	土	特別支援学校スポーツ大会	29
30	月	振替休日	水	内科検診(中高)	土		月		木	職員会議	日		30
31			木	尿検査(中高)③ 高等部説明会(高)			火	特別支援学校作業技能大 会	金	第2学期始業式(高)(3/12 休業 日振替の授業日) 学部会(高)			31
授業	小中(16)高(16)		小中(19)高(19)		小中(21)高(21)		小中(14)高(14) 1学期 70日(小中高)		小中(7)高(1)		小中(18)高(18)		授業
行事	始業式1h 入学式1h 内科検1h		遠足(小・中)1d 内科検診1h 運動会1d(小) 修学旅行(中)3d		合同避難訓練1h 交流及び共同学習(小・中)		終業式1h 宿泊学習(中1, 2・高)2d 防犯教室(小・中)1h 交流及び共同学習(中)		始業式(小・中)1h 始業式(高)1h		修学旅行(高)3d 交流及び共同学習(小・中)		行事
その他	授業参観 PTA総会 新入生歓迎会(小・中・高) おおすげ共同タイム		デュアル学習(高) 進路講話(高) 学校見学会		デュアル学習(高) 産業現場等 における実習 ビルクリーニング 技術講習会(高) 職場体験(中) おおすげ共同タイム 現場実習見 学(小)学校見学会		おおすげ共同タイム、デュアル学 習、作業技能大会(高)、さくら広 場へいってみよう(幼児体験学 習)、教職員進路見学会(企業、 事業所等)		進路講演会(教職員、保護者)		デュアル学習(高) おおすげ共同タイム		その他

平成30年度 学校行事予定表

	10 月		11 月		12 月		1 月		2 月		3 月		
1	月	デュアル学習(高)学部会	木	学部会 四倉高合同いわき市民総ぐるみ 清掃活動(高)⑤⑥	土		火	元日	金	いわき地区相談会・就労B 説明会(高2 いわき支援)	金	卒業式練習1,2校時(卒業生)本校 舎	1
2	火	研修日	金	主任主事会	日		水		土		土		2
3	水	避難訓練(小)	土	文化の日	月	デュアル学習(高) 実習事後③④、各部会	木		日		日		3
4	木	主任主事会	日		火	研修日	金		月	デュアル学習(高) 双葉地方町 村別相談会・就労B説明会(高2) 学部会	月	デュアルまとめ(高) 各部会	4
5	金	授業参観 通知表配付	月	デュアル学習(高) 各部会	水	お楽しみ会(小) 第3回教育課程委員会	土		火	各部会	火	研修日 卒業式全体練習(全)本校舎	5
6	土		火	研修日	木	学校評価委員会	日		水		水		6
7	日		水	修学旅行事前検診(中) 健康相談(教職員) PTA連合会研究大会	金	研修会13:30 一斉下校	月	主任主事会	木	主任主事会	木	高等部前期選抜学力検査 (全校休業日)	7
8	月	体育の日	木	避難訓練(中・高)⑤⑥	土		火	3学期始業式 学部会	金	授業参観 第3回 PTA役員会	金	中本校舎 3年生を送る会(中) 高等部前期選抜採点業務 (高等部休業日)	8
9	火	各部会	金		日		水	第2回PTA役員会 第4回教育課程委員会 身体測定(中高)	土		土		9
10	水	デュアル学習(高)	土		月	デュアル学習(高)	木	身体測定(小) 各部会	日		日		10
11	木	おおすげ共同タイム おおすげ祭会場準備(教師)	日		火	おおすげ共同タイム 運営委員会 研修日	金		月	建国記念日	月	学級会計簿提出 卒業式予行 本校舎	11
12	金		月	デュアル学習(高) 第2回教育課程委員会	水		土		火	第三回全体研修 報告会	火	中本校舎 研修日 通知表提出(後期) (高休業日振替8/31)	12
13	土		火	防犯教室(中・高)② 研修日	木	精神科医講話	日		水	卒業式練習1校時(卒業生)各校舎 学校保健委員会・衛生委員会	水	中本校舎 高等部前期選抜判定会 (高等部休業日)	13
14	日		水	修学旅行(中3)～16日	金	学級会計簿提出	月	成人の日	木	一日体験学習・入学説明会 (小・中)	木	中本校舎 高等部前期選抜合格発表(高等 部休業日)	14
15	月	デュアル学習(高)	木	いも煮会(小) 運営委員会	土		火	デュアル学習(高) 運営委員会	金	卒業式練習1校時(卒業生)各校舎 生徒会役員選挙説明会(高) 学部会(小・中) 単票提出	金	卒業式練習1,2校時(卒業生)本校 舎	15
16	火	研修日	金	実習事前学習③④	日		水	研修日	土		土		16
17	水		土		月	デュアル学習(高) 職員会議	木	職員会議 作業製品販売会広報活動	日		日		17
18	木	おおすげ祭予行準備(教師) 運営委員会	日		火	第二回教科会① 各教科教育課程検討会	金		月	デュアル学習(高) 運営委員会	月		18
19	金	おおすげ祭予行	月	後期産業現場等における実 習 (高～11/30)	水	お楽しみ会(中)	土		火	補助簿提出	火		19
20	土		火	職員会議	木	各教科教育課程検討会	日		水	卒業式練習1校時(卒業生)各校舎 経験者研修報告会Ⅰ・Ⅱ	水	卒業式 修了式(小・中・高)	20
21	日		水		金	2学期終業式	月		木	就学指導委員会	木	春分の日	21
22	月		木	PTA視察研修(事業所等) 主任主事会	土		火	研修日 作業製品販売会(中高)	金	卒業式全体練習(全)本校舎 職員会議	金	高等部後期選抜 小中休業日(8/24 休業日振替) 運営委員会	22
23	火	研修日	金	勤労感謝の日	日	天皇誕生日	水		土		土		23
24	水		土		月	振替休日	木		日		日		24
25	木	職員会議	日		火	諸表簿提出	金		月	デュアル学習(高) 生徒会役員選挙(高)	月	高等部後期選抜合格発表 職員会議 諸表簿提出	25
26	金	おおすげ祭前日準備(生徒) 教育課程評価提出	月	後期産業現場等実習 (中 ～11/30) 学部会	水		土		火	伝達講習会	火	高等部入学説明会	26
27	土	おおすげ祭 「学校へ行こう 週間」(～11/2)学校評議員会	火	研修日	木		日		水		水		27
28	日		水		金		月	デュアル学習(高)	木	卒業生を送る会(高) 学部会	木		28
29	月	振替休日(10/27)	木		土		火	研修日			金		29
30	火	第二回全体会(中間報告)	金	主任主事会	日		水				土		30
31	水				月		木	おおすげ共同タイム フォローアップ報告会② 県立高等学校1期選抜			日		31
授業	小中(22)高(22)		小中(21)高(21)		小中(15)高(15) 2学期 83日(小中) 77日(高)		小中(17)高(17)		小中(19)高(19)		小中在校生(13) 小中卒業生(13)高(9) 3学期 49日(小中) 45日(高)		授業
行事	おおすげ祭1d 第2回避難訓練1h				終業式1h		始業式1h				卒業式1h 修了式1h		行事
その他	デュアル学習(高) 授業参観 おおすげ共同タイム		デュアル学習(高) 学校へ行こう週間 PTA視察研修(事業所等) 産業現場等における実習 現場実習見学(小) 職場体験(中)		デュアル学習(高) おおすげ共同タイム		デュアル学習(高) 作業製品販売会(中高) 移行支援会議(高3 1月～2月) おおすげ共同タイム		デュアル学習(高) 入学説明会・1日体験 授業参観 作業学習体験(小) 双葉地区相談会・就労B説明会 (高2) おおすげ共同タイム		デュアル学習(高) 高等部入学者選抜(休業日) 離任式		その他